

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和 7 (2025) 年 3 月 12 日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先日、定期異動が発令となったが、各職員とも後任の方に対する引継ぎをしっかりとやっていただきたい。異動される職員には、健康に留意され、今後、ますますの活躍されることを期待している。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 岩手県警察組織規則及び岩手県警察職員定数規則の一部改正について

警察本部から、「令和 7 年度組織改編等に伴い、岩手県警察組織規則及び岩手県警察職員定数規則の一部を改正する。岩手県警察組織規則については、1 つ目が、警務部警務課の内部組織である取調べ監督室を警務部総務課に移管すること、2 つ目が駐在所の統廃合に伴い、駐在所の名称及び位置から「北上警察署湯本駐在所」及び「千厩警察署田河津駐在所」を削ることとなる。施行期日は、所要の手続きを経て、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。」旨の説明があり、決裁した。

【生活安全部議題】

○ 審査基準・処分基準の改定について

警察本部から、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、警察庁が「猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること」の処分基準を改定したほか、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の条ずれなど、所要の改定を実施したモデル審査基準等を示したことから、審査基準及び処分基準を改定しようとするものである。最初に、審査基準についてであるが、令和 6 年 7 月に施行された、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴い、審査基準で引用する条項に移動が生じたため、条項を整理し、併せて、誤字等の訂正を行う。次に、処分基準についてであるが、猟銃等の所持許可を受けたにもかかわらず長期間用途に供されていない、いわゆる「眠り銃」について、盗難や銃の取扱いの不慣れによる事故等の危険性が高まることから、今般の法改正により、所持許可の取消しに係る用途に供していない期間について、「引き続き 3 年以上」から「引き続き 2 年以上」に短縮され

ており、これにより、2年間全く使用実績のない所持許可については、取消処分が可能となった。また、1丁に対して「標的射撃」と「狩猟」のように複数の用途が付与されている所持許可で、全く「狩猟」をしていないなどの用途の一部に供していない場合は、「狩猟」用途を減じて、「標的射撃」用途のみにするように、用途を減ずる措置ができるようになった。これらを踏まえた処分基準に改定しようとするものである。警察庁の改訂後のモデル審査基準等は令和7年3月1日から運用開始していることから、本案は決裁日をもって施行する。」旨の説明があり、決裁した。

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則等の一部改正について

警察本部から、「岩手県道路交通法施行細則等の一部改正」について説明する。改正理由は、道路交通法の一部改正及びパーキング・チケットの運用廃止等に伴い、これに関連する岩手県道路交通法施行細則など、本県公安委員会が定める規則、規程について、所要の改正をしようとするものであり、改正の主な内容は、パーキング・チケットの運用廃止に伴い、関係する条文及び様式を改正するとともに、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る関係法令の改正により、免許証の交付や法に規定のない免許保有状況の変更手続き等について規定するなど、関係する条文や様式に、所要の改正を行うものである。次に、道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程の主な改正内容についてであるが、令和4年改正道路交通法及び関係法令の施行と同時に運用開始するオンライン更新時講習について規定するなど、関係する条文や別表に定める講習科目などに所要の改正を行うものである。また、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程についてであるが、本規程は、公安委員会の権限に属する事務のうち、警察本部長が専決することができる事項を定めているものであり、このうち、道路交通法改正とパーキング・チケット運用廃止に関連し、別表第4の交通部関係専決事項について改正するほか、過去改正時に引用条項に誤りのあった別表第2の生活安全関係専決事項の1項目について改正するものである。施行期日については、改正道路交通法に関する事項については、法の施行日である令和7年3月24日とし、パーキング・チケット運用廃止に関する事項については、運用廃止となる令和7年4月1日とする。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「パーキング・チケット運用廃止に伴い、看板を設置した周知を図るなどの諸対策を講じてもらっているが、盛岡市外に居住する方に浸透するまで時間がかかると思われるので、今後も適切な対応を願いたい。」

【警備部議題】

○ 大船渡市赤崎町地内山林火災に伴う対応状況について

警察本部から、「大船渡市赤崎町地内山林火災に伴う対応状況について報告する。2月19日から続いていた、大船渡市末崎地区と陸前高田市小友地区に跨がる山林火災の収束の直後となる、令和7年2月26日午後1時18分、本件火災を認知した。災害警備連絡室による対応を継続していたところ、被害拡大のおそれが認められ、26日に警備部部長を長とする災害警備警戒本部、28日には、本部長を長とする災害警備本部に格上げし対応している。現地での活動に当たっては、交通対策班、警戒警ら班、安否確認班、被害状況確認班等の部隊を編成の上、避難指示区域での交通規制、警戒活動のほか避難所警戒、避難した方々の安否確認等の業務を推進した。また、県や大船渡市にリエゾンを配置するとともに県警ヘリ「ぎんが」搭載のヘリテレによる上空偵察状況等の情報共有を通じて連携強化を図り、本件火災に対応した。活動事例としては、延焼の状況から避難指示発令を念頭に市と情報共有を図り、発令直後からの迅速な避難誘導活動を行い住民の早期避難につなげたほか、避難指示区域内の住民への対応として、区域内を警戒中、自宅に戻ろうとする方を発見し、声掛けしたところ、「避難所が満員で入れない」との申し出を受けたことから、市役所配置のリエゾンを通じ避難所の空き情報を入手、同人に伝えるとともに、署員間で情報共有を図り今後の同様の申し出に対応できるようにした。また、2月26日の火災発生当初、火災により煙、炎に巻き込まれ、一時、三陸町綾里の小路漁港に住民6名が取り残されたが、警備船「さんりく」にて救助した。そのほか、宮城県警察ヘリ「まつしま」には、通常カメラのほか高性能の赤外線カメラが搭載されており、このカメラを通じて肉眼では見えない、火の勢いや小さな火点を捉えることができたため、消火作業等の対策を進める上で“非常に効果があった”と高い評価をいただいた。赤崎町大洞地区では、県警察と赤崎町防犯協会が連携して住宅を巡り“被害に付け込んだ悪質なトラブルに気をつけてください”旨、住民に声を掛けながらチラシを配布し、避難先から帰宅した男性から、“パトロールのおかげで安心して生活できる”と感謝の声をいただいた。」旨の報告があった。

【警察学校】

○ 初任科第100期・一般職員初任科第38期の入校式について

警察本部から、「初任科第100期、一般職員初任科第38期の入校式を4月7日月曜日、午前10時から、警察学校体育館で執り行う。入校生は、初任科第100期生が91名、一般職員初任科第38期生が11名の合計102名となる。一般職員初任科生11名のうち5名は情報通信部職員である。大学卒業者の短期課程学生は、約6か月の研修期間、高校及び専門学校等の卒業者である長期課程学生は、約10か月の研修期間で、憲法などの座学や、柔道、剣道、逮捕術などの術科訓練、警察署での制服実務研修などを通じて、地域警察活動に必要な知識や技能を習得することとなる。入校式の出席者は、岩手県知事、岩手県議会議長が来賓として出席いただくなど、昨年度の入校式と同規模で来賓の出席をお願いしている。なお、ご家族の出席は、入校生が100名規模になるため、学生1名につき家族2名までとする。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 会計課

岩手県監査委員による随時監査の結果についての説明、決裁

○ 留置管理課

留置管理業務報告

○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令等実施報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 監察課

「令和6年度末退職警察職員表彰式」における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

県公安委員会審査請求手続規則の一部改正についての説明

監察課業務報告